

### 3 憲法審査会

#### 委員一覧（45名）

会長	小坂 憲次（自民）	木村 義雄（自民）	大島 九州男（民主）
幹事	赤池 誠章（自民）	北村 経夫（自民）	櫻井 充（民主）
幹事	大家 敏志（自民）	熊谷 大（自民）	林 久美子（民主）
幹事	佐藤 正久（自民）	上月 良祐（自民）	広田 一（民主）
幹事	中川 雅治（自民）	滝波 宏文（自民）	前川 清成（民主）
幹事	丸川 珠代（自民）	堂故 茂（自民）	石川 博崇（公明）
幹事	小西 洋之（民主）	豊田 俊郎（自民）	魚住 裕一郎（公明）
幹事	白 眞勲（民主）	中泉 松司（自民）	佐々木 さやか（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	中曾根 弘文（自民）	和田 政宗（みん）
幹事	松田 公太（みん）	中西 祐介（自民）	吉良 よし子（共産）
幹事	仁比 聡平（共産）	柳本 卓治（自民）	東 徹（維新）
幹事	石井 正弘（自民）	足立 信也（民主）	清水 貴之（維新）
	石田 昌宏（自民）	有田 芳生（民主）	寺田 典城（結い）
	宇都 隆史（自民）	石上 俊雄（民主）	福島 みずほ（社民）
	大沼 みずほ（自民）	小川 敏夫（民主）	浜田 和幸（改革）

（26. 2. 26 現在）

#### （1）活動概観

##### 〔審査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関であり、第186回国会においては、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査、**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案**（以下「憲法改正手続法改正案」という。）の審査を行い、これを可決した。

また、本審査会付託の請願22種類113件は、いずれも保留とした。

##### 〔調査の概要〕

2月26日、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題として、憲法の役割、在り方等に

ついて、基本的人権を守る仕組みとしての憲法の重要性と立憲主義の意義、自主憲法制定を必要とする理由、集団的自衛権については慎重に国会で議論すべきとの主張等、委員相互間において意見の交換が行われた。

##### 〔法律案の審査〕

5月14日、憲法改正手続法改正案について発議者衆議院議員船田元君から趣旨説明を聴取した。同法案は、平成19年5月に制定された日本国憲法の改正手続に関する法律の附則に規定されているいわゆる「三つの宿題」に対応し、憲法改正手続を整備するため、①選挙権年齢等の18歳への引下げ、②公務員の政治的行為に関する法整備及び③国民投票の対象拡大の検討について所要の措置を講ずるものである。

5月21日、憲法改正手続法改正案について発議者衆議院議員船田元君等に対し、選挙権年齢及び民法の成年年齢の18歳への引下げに対する発議者の見解、組織により行われる勧誘行為等に関する公務員に対する規制の在り方、国民投票運動の禁止対象に裁判官等を追加した理由等についての質疑を行った。

5月26日、参考人徳山工業高等専門学校准教授小川仁志君から、社会の問題について1人1人が意見を言える公共的社会的の実現には、熟議をベースとしたシティズンシップ教育が必要との見解等が示された。次に慶應義塾大学名誉教授・弁護士小林節君から、国民投票の対象拡大については、多用すれば議会制民主主義の役割放棄につながるため相当慎重な検討が必要であり、大きな争点ほど政治が責任を持って決めるべきとの見解等が示された。次に東京慈恵会医科大学教授小澤隆一君から、改正案では選挙権年齢の18歳への引下げが法的に担保されておらず、国民投票の投票権が付与された者に選挙権が与えられない事態が長期間にわたって生じる可能性があり、憲法第15条に違反するおそれがあるとの見解等が示された。次に愛媛大学法文学部総合政策学科教授井口秀作君から、純粋な勧誘行為及び意見表明についての国家公務員法等の特例を定める規定（第100条の2）の要件の不明確性及び公務員法制自体を考える必要性を指摘する見解等が示された。これらを踏まえて、各参考人に対し、質疑を行った。

5月28日、憲法改正手続法改正案について発議者衆議院議員船田元君等に対し、公務員及び教職員の地位利用による国民投票運動に対し罰則を設けない理由、憲法改正問題に関する国民投票制度につい

ての今後の議論の進め方、憲法改正手続法改正案提出前の最低投票率制度導入に関する議論と憲法審査会における徹底的な議論の必要性等についての質疑を行った。

6月2日、憲法改正手続法改正案について新藤総務大臣、谷垣法務大臣等に対し、投票権年齢、選挙権年齢、成年年齢及び少年法の適用対象年齢の一致に関する総務省と法務省の見解の異同、国家公務員の国民投票運動は政治活動として規制されないことが原則の確認、国政選挙と国民投票を同時に実施する可能性及びその場合の問題点等についての質疑を行った。

6月4日、参考人九州産業大学国際文化学部日本文化学科准教授大西斎君から、公務員の地位利用による国民投票運動には罰則を設けるべきであり、組織的勧誘運動についても罰則付きで禁止すべきとの見解等が示された。次に弁護士・日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長伊藤真君から、国民投票の対象拡大は慎重に検討すべきであり、国会が民意を正しく反映するために選挙における1人1票の問題を検討することが先決であるとの見解等が示された。次に慶應義塾大学法学部教授小林良彰君から、国民の権利義務を18歳に統一すべきとは考えないが、投票権年齢が18歳であれば同じ立法趣旨である選挙権年齢も18歳とするのは妥当であるとの見解等が示された。次に名古屋大学大学院法学研究科教授愛敬浩二君から、裁判官等による見識を踏まえた国民投票運動はより良い熟議のために必要であることから、特定公務員の国民投票運動の禁止について再考すべきであるとの見解等が示された。これらを踏まえて、各参考人に対し質疑を行った。

6月11日、憲法改正手続法改正案について発議者衆議院議員船田元君等に対し、選挙権年齢の早期引下げに向けた方策と決意、警察官等の特定公務員に政治的行為禁止規定が適用される可能性及び公務員による組織的勧誘運動等を規制するこ

との不当性、集团的自衛権に関する憲法解釈変更についての発議者の見解等の質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議を行った。

## (2) 審査会経過

### ○平成26年2月26日(水) (第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 憲法の役割、在り方等について意見の交換を行った。

### ○平成26年5月14日(水) (第2回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員船田元君から趣旨説明を聴いた。

### ○平成26年5月21日(水) (第3回)

- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員船田元君、同枝野幸男君、同鈴木克昌君、同北側一雄君、同畠中光成君、同三谷英弘君及び同馬場伸幸君に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤末健三君(民主)、仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民)、中川雅治君(自民)、西田実仁君(公明)、清水貴之君(維結)、松田公太君(みんな)

また、同法律案について参考人の出席を定めることを決定した。

### ○平成26年5月26日(月) (第4回)

- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

徳山工業高等専門学校准教授 小川仁志君  
慶應義塾大学名誉教授

弁護士 小林節君

東京慈恵会医科大学教授 小澤隆一君

愛媛大学法文学部総合政策学科教授 井口秀作君

[質疑者]

北村経夫君(自民)、有田芳生君(民主)、佐々木さやか君(公明)、川田龍平君(維結)、和田政宗君(みんな)、吉良よし子君(共産)、福島みずほ君(社民)、浜田和幸君(改革)

### ○平成26年5月28日(水) (第5回)

- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員船田元君、同北側一雄君、同馬場伸幸君、同枝野幸男君、同三谷英弘君及び同畠中光成君に対し質疑を行った。

[質疑者]

熊谷大君(自民)、小西洋之君(民主)、佐々木さやか君(公明)、東徹君(維結)、松沢成文君(みんな)、仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民)、浜田和幸君(改革)

### ○平成26年6月2日(月) (第6回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)について新藤総務大臣、谷垣法務大臣、世耕内閣官房副長官、西川文部科学副大臣、岡田内閣府副大臣、平口法務大臣政務官、上野文部科学大臣政務官、伊藤総務大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宇都隆史君（自民）、大沼みずほ君（自民）、  
石田昌宏君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、  
白眞勲君（民主）、清水貴之君（維結）、和  
田政宗君（みんな）、仁比聡平君（共産）、福  
島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改革）

○平成26年6月4日（水）（第7回）

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を  
改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）

について次の参考人から意見を聴いた後、各  
参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

九州産業大学国際文化学部日本文化学科准  
教授 大西齋君

弁護士

日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部  
長 伊藤真君

慶應義塾大学法学部教授 小林良彰君

名古屋大学大学院法学研究科教授 愛敬浩  
二君

[質疑者]

山下雄平君（自民）、藤末健三君（民主）、  
石川博崇君（公明）、川田龍平君（維結）、  
松沢成文君（みんな）、福島みずほ君（社民）、  
吉良よし子君（共産）、浜田和幸君（改革）

○平成26年6月11日（水）（第8回）

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を  
改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）

について発議者衆議院議員船田元君、同北側  
一雄君、同枝野幸男君及び同鈴木克昌君に対  
し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

白眞勲君（民主）、仁比聡平君（共産）、  
福島みずほ君（社民）、主濱了君（生活、  
委員外議員）

（衆第14号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みんな、  
改革

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成26年6月20日（金）（第9回）

○請願第49号外112件を審査した。